

# 令和8年2月市議会 建設水道委員会資料

## 第10号議案 令和7年度長崎市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

### 【目次】

	ページ
[歳入]	
《5款 諸収入 1項 利用料金受入金》	
1目 駐車場利用料金受入金	2
《5款 諸収入 2項 雑入》	
1目 雑入	4
[歳出]	
《1款 駐車場費 1項 駐車場総務費》	
1目 駐車場管理費	5
《3款 繰出金 1項 繰出金》	
1目 一般会計繰出金	6
(参考資料) 駐車場利用料金受入金のイメージ	7

土木部  
令和8年2月

予算説明書				補正額
ページ	款	項	目	
10~11	5 諸収入	1 利用料金受入金	1 駐車場利用料金受入金	13,158 千円

## 1 事業概要

指定管理者が納入する駐車場利用料金受入金について、利用台数の増により変動納付金が見込みを上回ったことに伴い増額するもの。

## 2 補正の内容

駐車場利用料金受入金 13,158千円

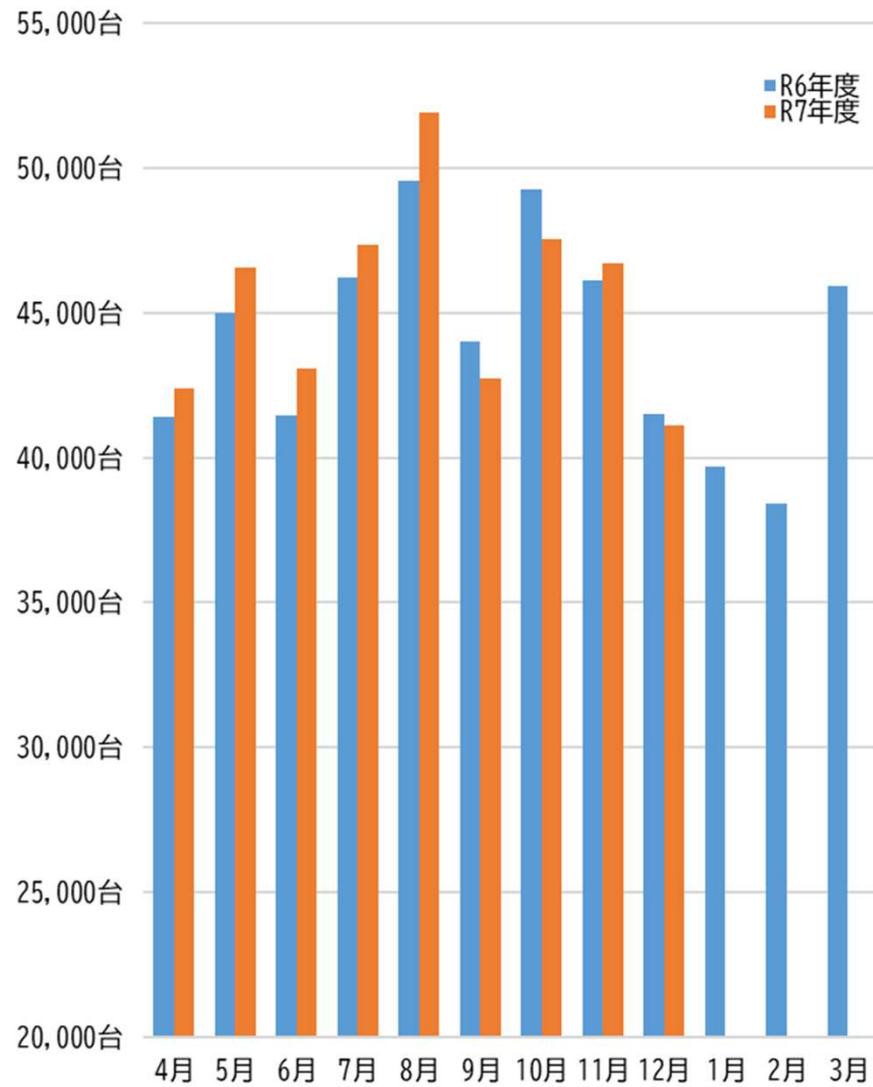
駐車場利用料金受入金内訳

単位：千円

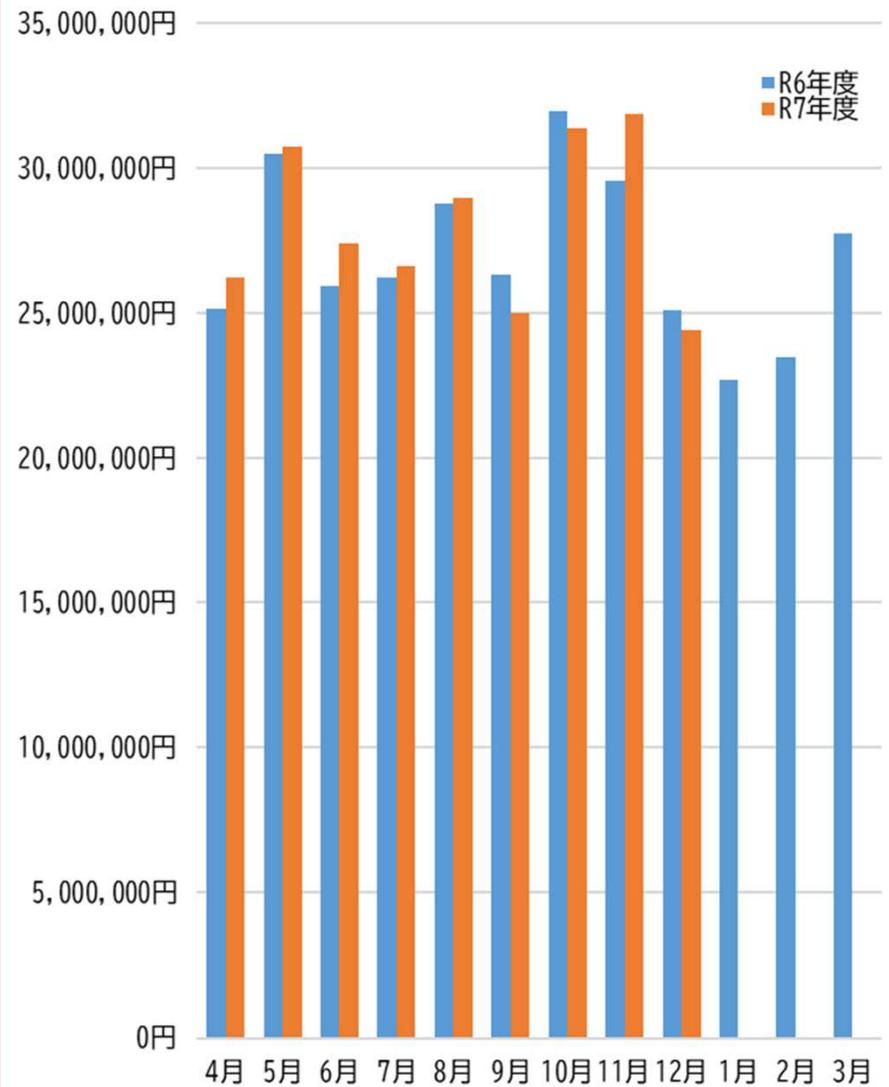
駐車場	当初計上額①	決算見込額②	増減(②-①)
桜町	4,592	4,702	110
市民会館地下	26,234	25,086	▲1,148
松が枝町、松が枝町第2	8,540	11,137	2,597
平和公園	1,241	6,323	5,082
茂里町	20,294	24,073	3,149
松山町	30,765	30,596	▲169
長崎駅西口	10,949	14,486	3,537
合計	103,245	116,403	13,158

### 3 利用状況

#### 利用台数（全駐車場）



#### 利用料金収入（全駐車場）



予算説明書				補正額
ページ	款	項	目	
10~11	5 諸収入	2 雑入	1 雑入	1 千円

## 1 事業概要

令和6年度に支出した長崎市指定管理者光熱費高騰支援金について、受領した指定管理者から消費税相当額の返還をうけるもの。

## 2 補正の内容

(1) 消費税仕入控除税額等返還金 1千円

(2) 理由 令和6年度に光熱費高騰支援金として指定管理者に交付している。この支援金は消費税が含まれており、指定管理者が消費税の確定申告を行った結果、消費税額が確定したことから支援金に係る消費税相当額の返還をうけるもの。

- ・ 令和6年度支援金 7,000円（長崎駅西口自動車整理場）
- ・ 消費税相当返還額 636円

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
12~13	1 駐車場費	1 駐車場 総務費	1 駐車場 管理費	1-1	駐車場施設整備基金積立金	千円 13,158

### 1 事業概要

駐車場利用料金受入金が当初予算を上回る見込みであることから、基金積立金を増額するもの。

### 2 補正の内容

駐車場施設整備基金積立金 13,158千円

### 3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
補正前の額	千円 6,968	千円 -	千円 -	千円 -	千円 6,968	千円 -
2月補正額	13,158	-	-	-	13,158	-
補正後の額	20,126	-	-	-	20,126	-

※

※駐車場利用料金受入金

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
12~13	3 繰出金	1 繰出金	1 一般会計繰出金	-	一般会計繰出金	1 千円

### 1 事業概要

令和6年度に支出した長崎市指定管理者光熱費高騰支援金について、受領した指定管理者から消費税相当額の返還があったことに伴い、一般会計に繰り出すもの。

### 2 補正の内容

(1) 一般会計繰出金 1千円

(2) 理由 令和6年度に光熱費高騰支援金として指定管理者に交付している。この支援金は消費税が含まれており、指定管理者が消費税の確定申告を行った結果、消費税額が確定したことから支援金に係る消費税相当額の返還をうけるもの。

- ・ 令和6年度支援金 7,000円（長崎駅西口自動車整理場）
- ・ 消費税相当返還額 636円

### 3 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
補正前の額	千円 2	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2	千円 -
2月補正額	1	-	-	-	1	-
補正後の額	3	-	-	-	3	-

※雑入

## (参考資料) 駐車場利用料金受入金のイメージ

運営経費 < 利用料金収入 の場合

- 指定管理者は、運営経費を利用料金収入で賄う
- あらかじめ定める納付額（固定納付金）を市に納付する
- 収入が当初見込み（提案額）を超えた場合、超えた額の50%の額（変動納付金）を市に納付

